

COVID-19対応期間限定 登校停止に関する対応まとめ【聖和短期大学】

2022.11.9
短大2022.12.9更新

学校感染症			新型コロナウイルス感染症対策による登校停止							
新型コロナウイルス感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除く)	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除く)以外	症状	帰国	濃厚接触	同居家族などの状況による登校停止		濃厚接触の疑い	GOCOA通知	
登校停止の対象(要件)	新型コロナウイルス感染症と診断された	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除く)と診断された	学校感染症と診断された	①発熱や風邪症状がある(新型コロナウイルス接種後の倦怠感などは含まない) ※コロナワクチン接種の場合は「公欠届(コロナワクチン接種用)」を短大事務室へ提出	②海外から帰国・入国した	③濃厚接触者として保健所等が自宅待機を指示	⑤同居家族などに発熱や風邪症状がある	⑥同居家族などがPCR検査等対象者となった	⑦感染者と感染可能期間に接触し、自身の判断等で濃厚接触者に該当すると思われる ※感染可能期間とは発症(または検体採取)2日前以降。	④接触確認アプリ「COCOA」で陽性者との接触に関する通知があった ※④は2022年5月30日より登校停止の対象から除外されました。
登校停止期間	・有症状:発症日から7日間経過(発症日を0日目とカウント)し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで。 ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過するまで。 ・無症状:検体採取日から7日間を経過するまで。 加えて、5日目の薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目から登校可能。 ※有症状の方は10日間、無症状の方は7日間を経過するまで、感染リスクが残ることから、自身による検温や健康状態の確認を行い、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控える等、自主的な感染予防行動を徹底すること。	発症から5日経過かつ解熱した後2日経過(発症日を0日目)するまで	各疾患ごとに登校停止期間の基準あり	すべての症状が消失して丸2日経過(消失日を1日目とカウント)するまで。	帰国後所定の特機期間(国・地域により異なる)を経過するまで。 (詳細は、欄外のリンク(※1)「 厚生労働省HP 」 外務省HP 」を参照)	濃厚接触者として保健所等から指示された自宅待機期間が終了するまで。 原則として、感染者と最終接触した日から5日間経過(最終接触日を0日目とカウント)するまで。ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校可能。 (なお、7日間を経過するまでは、自身による健康状態の確認を行い、ハイリスク者との接触を避けること。)	同居家族のすべての症状が消失するまで。	検査結果が出るまで。 検査結果が陰性の場合、登校可。 陽性の場合、「③濃厚接触者として保健所等が自宅待機を指示」に従い、登校停止すること。 その際も、再度MicrosoftForms(※2)で申請を行うこと。	感染者と最終接触した日から5日間経過(最終接触日を0日目とカウント)するまで。ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校可能。(なお、7日間を経過するまでは、自身による健康状態の確認を行い、ハイリスク者との接触を避けること。) もしくは、濃厚接触の疑いなくなるまで。	居住地の保健所等の指示に従い対応、指示された自宅待機期間が終了するまで ※症状が何も出なかった場合
登校停止期間中に「新型コロナウイルス感染症と診断された」場合の対応				【①～⑦共通】 「新型コロナウイルス感染症と診断された」に従い、登校停止すること。 その際、再度MicrosoftForms(※2)で申請を行うこと。						
登校停止期間中に「インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)と診断された」場合の対応				【①～⑦共通】 「インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)と診断された」に従い、登校停止すること。 その際、再度MicrosoftForms(※2)で申請を行うこと。						
登校停止期間中に発熱や風邪症状が出た場合の対応				【②～⑦共通】 「①発熱や風邪症状がある(新型コロナウイルス接種後の倦怠感などを含む)」に従い、登校停止すること。 その際、再度MicrosoftForms(※2)で申請を行うこと。						
登校停止期間中の健康観察	自宅等で滞在し、健康観察 「健康管理表」をkwcからダウンロードして記録をつける			自宅等で滞在し、健康観察 「健康管理表」をkwcからダウンロードして記録をつける						
登校停止時の連絡	Formsで申請	Formsで申請	Formsで申請	Formsで申請						
登校停止の解除に必要な届出用紙	「新型コロナウイルス罹患による休業期間終了子冊」 「登校停止期間終了報告フォーム」	「登校停止期間終了報告フォーム」	主治医に「学校感染症・登校許可証明書」を記載してもらい提出	「感傷様症状に関する届」 ※医療機関受診は必須ではない 「登校停止期間終了報告フォーム」	「帰国後健康観察期間終了子冊」 「登校停止期間終了報告フォーム」	「濃厚接触等による健康観察期間終了届」 「登校停止期間終了報告フォーム」	「感傷様症状に関する届」 「登校停止期間終了報告フォーム」	「濃厚接触等による健康観察期間終了届」 「登校停止期間終了報告フォーム」	「濃厚接触等による健康観察期間終了届」 「登校停止期間終了報告フォーム」	「濃厚接触等による健康観察期間終了届」
症状悪化時などの対応	受講できない期間が14日以上になる場合、所属学部・研究科事務室(CIEC)および保健館(保健館分室)に電話で連絡			発熱や風邪症状が続く場合、かかりつけ医や地域の相談窓口で電話で相談	発熱や風邪症状が出現した場合、地域の相談窓口で電話で相談				発熱や風邪症状が出現した場合、地域の相談窓口で電話で相談	発熱や風邪症状が出現した場合、地域の相談窓口で電話で相談
	受講できない期間が14日以上になる場合、所属学部・研究科事務室(CIEC)および保健館(保健館分室)に電話で連絡			学校感染症と診断された場合や、状況が変わった場合、再度Formsで申請(質問1で「2回目以降」を選択)						

■COVID-19の新型コロナウイルス等感染症としての扱い、軽症者の扱い、検査陽性無症状者の扱いが変更になる等の場合には、内容は変更になります。

※1 厚生労働省HP 入国後の自宅等待機期間の変更等について <https://www.angcn.mofa.go.jp/riskmap/>

※2 MicrosoftForms(申請画面)

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=MATZn9TuPk6aWibNINj33Mx2EzHdL45IqI7IE2ZUMUwWkSpTlpZSEc1Ok1aVUwzRTc3TzRTMCOIQCN0PWcu>